

令和7年2月12日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

1 開催日時 令和7年2月12日（水曜日）午前9時59分～午前10時55分

2 開催場所 第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和7年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- ③公有水面埋立てに係る意見について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について

(2) その他

- ①青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について
- ②市営住宅における家賃債務保証制度の導入について
- ③令和6年度の除排雪等の状況について
- ④青森市市税条例等の一部改正に伴う青森市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ⑤青森市市税条例等の一部改正に伴う青森市下水道条例等の一部改正について
- ⑥令和7年度夏ダイヤの改正概要について

#### 【挙手による報告】

- ①旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業の現状について
- ②下水道管の緊急点検について

#### ○出席委員

委員長	渡部伸広	委員	木戸喜美男
副委員長	里村誠悦	委員	工藤健
委員	赤平勇人	委員	長谷川章悦
委員	中村美津緒		

#### ○欠席委員

委員 花田明仁

**○説明のため出席した者の職氏名**

企業局長	鈴木裕司	都市政策課長	武田泰孝
都市整備部長	中井諒介	建築指導課長	熊谷直之
都市整備部理事	土岐政温	公園河川課長	嶋守亮
水道部長	三浦大延	道路維持課雪対策室長	成田清
交通部長	佐々木淳	都市整備課長	阿保正俊
都市整備部次長	櫻田文明	水道部総務課長	森田新
水道部次長	我満智	管理課長	今村剛志
交通部次長	高野雅子	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査	石田彩美	議事調査課主事	笹雄貴
---------	------	---------	-----

**○渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は花田委員が欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

令和7年第1回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに、制定理由であります。令和7年4月1日より改正建築基準法及び改正建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律が施行されることを踏まえまして、確認申請等の審査にかかる所要時間を見直すほか、省エネ適判の対象が拡大されることに伴い、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、建築基準法改正によるものとして、住宅規模の建築物において、確認等における申請図書を省略することで審査時間の短縮が可能であった確認の特例の対象規模が縮小され、審査時間が増加すること、これに加え、数年ごとの法改正のたびに審査すべき事項が増加していることから、青森県及び県内各行政庁がその所要時間の見直しを進めていること、県内の民間確認検査機関の手数料と乖離が生じていること、以上を踏まえまして、確認等に係る所要時間を見直し、手数料を改正するものであります。

次に、建築物省エネ法改正によるものとし、住宅・非住宅問わず原則全ての建築物の新築または増改築工事に対し、エネルギー消費性能基準への適合が義務づけられますことから、住宅・共同住宅の省エネ適判手数料の新設と、これまで省エネ適判が不要であった非住宅300平方メートル以下の建築物に対する省エネ適判手数料を追加するものであります。また、住宅・共同住宅等は性能基準への適合性を、あらかじめ省エネ性能が決められた建材等を組み合わせて使用する場合、計算によらずに省エネ性能を有することが確認できる仕様基準によることができ、この場合、省エネ適判は不要となりますが、建築確認申請と併せて審査することとなるため、確認申請手数料等に加算する手数料を追加するものであります。

資料にイメージをお示ししておりますが、上の図はただいま御説明しました改正建築基準法改正による確認の特例対象の縮小に関して分かりやすくまとめたものです。平屋建てかつ200平方メートル以下のみ対象となります。

下の図上段は、省エネ適判が必要な場合の申請イメージとなりますが、確認申請と省エネ適判は別々に申請するものとし、省エネ適判の適合証が交付された後に確認済証が交付され、工事着手が可能となります。

一方、下段は仕様基準により省エネ性能を評価した場合は省エネ適判を受ける必

要がないため、確認申請と一体で申請することとなります。このことから、確認申請に加算する手数料を定める必要が生じたものであります。

条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からを予定しております。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** ちょっとイメージが湧かないんですけども、まず、「2 改正内容」の「i) 建築基準法の改正によるもの」で、確認特例の範囲が縮小されたということなんですが、これはどういう理由か分かりますでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 担当課からお答えいたします。

**○渡部伸広委員長** 建築指導課長。

**○熊谷直之建築指導課長** 建築指導課長の熊谷と申します。

今まで省略することができた確認申請ですが、鉄骨造や鉄筋コンクリート造などと同様に木造住宅を安心して御購入いただけるように、制度として改正されるものであります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 安心して暮らせるようになるということは、今までは省略していたものをしっかり審査して、細かく見ていこうと。そういう趣旨だということが分かりました。

あと、手数料ですが、具体的にどれぐらいの手数料が想定されるものなのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 担当課からお答えいたします。

**○渡部伸広委員長** 建築指導課長。

**○熊谷直之建築指導課長** 手数料についてのお尋ねにお答え申し上げます。

手数料につきましては、審査につながる可能性がありますので、報告の場である当協議会では伏せておりますが、3月の常任委員会ではお示しまして、御審議いただくものとしております。

〔赤平勇人委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和7年第1回市議会定例会に提出を予定しております青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

す。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 改正理由」ですが、市営住宅を活用し、子どもを産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図ること、また、連帯保証人の人数を変更し、円滑な入居を図る等のため改正するものであります。

続きまして、「2 条例の主な改正内容」でありますけれども、(1)の「子育て世帯、若者夫婦世帯の収入要件の緩和」につきましては、市営住宅に入居する際の収入要件を通常月額15万8000円から21万4000円に緩和している世帯のうち、子育て世帯を下側の表の(3)にありますとおり、現行の「小学校就学前の子がいる世帯」から「18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子がいる世帯」に拡大し、また、若者夫婦世帯として(4)にありますとおり、「いずれかが39歳以下の夫婦世帯」を新たに対象に加えるというものであります。

次に、(2)の「連帯保証人の人数の変更」につきましては、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加するなどの社会情勢の変化により、従来の連帯保証人を2名確保することが難しくなっておりますことから、このような方々が円滑に入居できるよう、令和7年4月1日以降に新たに市営住宅に入居する方等につきまして、連帯保証人を2名から1名以上に変更するものであります。

次に、(3)の「花園団地の用途廃止」につきましては、現在解体工事中である市営住宅花園団地を用途廃止いたしましたことから、条例第3条第1項別表に規定する青森市営住宅花園団地を削除するものであります。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日としておりますが、「(1) 子育て世帯、若者夫婦世帯の収入要件の緩和」、「(2) 連帯保証人の人数の変更」につきましては令和7年4月1日としております。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 1点です。

4月1日以降に新たに市営住宅に入居する方等についてということなんですが、既に入居されている方で、言わば無理を言って、連帯保証人をお願いしている方もいらっしゃるわけですが、そういった方が、1人になるのであれば減らしたりということとはできないのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 条例上、削除しますので、4月以降に御相談いただければ、変更という形は可能であると認識しております。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「公有水面埋立てに係る意見について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 令和7年第1回青森市議会定例会に議案の提出を予定しております公有水面埋立てに係る意見について、御説明申し上げます。

お手元の配付資料を御覧ください。

初めに、「1 経緯」についてであります。青森港は令和6年4月26日に県内初、全国で6例目となる海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港、いわゆる基地港湾として、国土交通大臣から指定されております。

青森港油川地区では、国や県におきまして令和6年度から令和9年度までの4年間で、基地港湾としての利用を想定した地耐力強化を含む水深12メートルの岸壁整備や埠頭造成工事が行われることとなっております。

埠頭造成工事に先立ち、事業主体である青森県では公有水面埋立法第2条に基づき、令和6年11月18日に港湾管理者である青森県に対し、公有水面埋立免許を出願しており、それに伴い、同法第3条第1項の規定により、令和7年1月20日に港湾管理者である青森県から地元自治体である青森市に意見を求められたところであります。

次に、「2 埋立免許の内容」についてであります。埋立て位置は配付資料2ページ目にありますとおり、油川地区の船だまり部分の面積約6.2ヘクタールで、埋立工事に要する期間は3年となっております。

提出された埋立免許願書では、水質、振動、騒音等の環境への影響について検討がされており、埋立てによる影響は極めて小さいと評価されております。また、当該公有水面に関して権利を有する漁業組合からの同意書も添付されております。

「3 スケジュール」についてであります。令和6年12月20日から令和7年1月16日まで同法第3条第1項の規定により公衆の縦覧に供しましたが、意見等はありませんでした。

今後は、意見の提出に当たり、同法第3条第4項の規定により議会の議決を経ることとなっておりますので、令和7年第1回定例会に本議案の提出を予定しております。

説明につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 埋立免許の内容についてお尋ねいたします。埋立工事による環境への影響は極めて小さいという評価は、いつ誰が調査して、評価を下したものなのか教えてください。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 担当課からお答えいたします。

**○渡部伸広委員長** 公園河川課長。

○**嶋守亮公園河川課長** 公園河川課長の嶋守です。

埋立免許願書によりますと、県が調査を行っております。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** いつの調査ですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 担当課からお答えいたします。

○**渡部伸広委員長** 公園河川課長。

○**嶋守亮公園河川課長** 調査は令和6年度です。

〔中村美津緒委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分 of 報告について」は、関連する2件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 令和7年第1回定例会に提出を予定しております事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分2件につきまして、御説明を申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和6年11月8日、午前8時30分頃に、築木館字山ノ井の市道築木館1号線におきまして、走行中の車両がグレーチングの跳ね上がりにより、左側後輪タイヤ、左サイドシル、フロントフロア及び配線等を損傷したものであります。

本件事故につきましては、昨冬の除排雪業者の除雪作業によって破損したグレーチングに起因する事故であり、除排雪業者の過失及び市の道路管理上の責任があることから、賠償につきましては協議の結果、除排雪業者及び市が連帯して負担することとし、市は相手方に対し、車両修理費、代車費用及び文書料として、8万3568円を負担することで合意し、合意内容について、令和7年2月3日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和6年12月8日、午後2時5分頃に、青柳一丁目の市道石森橋通り線におきまして、走行中、石森橋のアーチからの落雪により、車両のボンネットを損傷したものであります。

賠償につきましては双方協議の結果、市は相手方に対し、車両修理費及び代車費用として16万3108円を負担することで合意し、合意内容については、令和7年2月3日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している保険で対応しております。

専決処分の御報告につきましては、以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

以上で、令和7年第1回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画につきまして、このたび、計画改定の案を取りまとめましたので、その概要等について御報告させていただきます。

初めに、資料1の「青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について」を御覧ください。

「1 国土強靱化地域計画について」であります。国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法におきまして、国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとして定めることができるとされております。

国では、地域の国土強靱化の取組を促進するため、地域計画に基づき、地方公共団体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の重点化、要件化等を行っております。

「2 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）について」でありますけれども、市では、この促進策に対応するため、令和2年12月に青森圏域の5市町村により、国土強靱化地域計画として青森圏域5市町村国土強靱化地域計画を策定し、各種事業に取り組んでいるところであります。令和6年度をもって計画期間が満了となりますことから、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画として、年度内に改定するものであります。

本計画は、国が策定した国土強靱化基本計画及び青森県が策定した青森県国土強靱化地域計画と調和を図るとともに、各市町村の総合計画、地域防災計画等の既存の計画に基づく方針や取組の中から国土強靱化に資するものを抽出し、再構成して取りまとめた計画となっており、今回の改定に当たりましても、令和4年3月に見直しされた青森県国土強靱化地域計画の変更や青森圏域連携中枢都市圏都市圏ビジョン、各市町村の総合計画等の内容を踏まえ、表記の修正、項目の追加、重点業績評価指標の更新等を行い、計画案として取りまとめたものであります。

「3 青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）の構成について」であります。本計画は、5市町村共通で策定しております本編と各市町村で作成している附属資料という構成となっており、本編は圏域5市町村として改定するもので、附属資料は各市町村ごとに改定するものであります。

次に、資料2「青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）」の概要を御覧

ください。

まず、「第1章 計画策定の趣旨」についてであります。第1章の内容につきましては、先ほど資料1で御説明した内容となっておりますので、右の「第2章 基本的な考え方」についてから御説明いたします。

「1 基本目標」では、青森圏域における国土強靱化の取組を推進する上での目標といたしまして、人命の保護が最大限図られることなどの4つを設定し、「2 事前に備えるべき目標」では、4つの基本目標を達成するために必要となる、事前に備えるべき目標として、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐことなどの7つを設定しております。

また、「3 基本的な方針」では、青森圏域における国土強靱化の取組を推進する上での方針といたしまして、国土強靱化に向けた取組姿勢などの4つの項目について、それぞれ基本方針を設定しております。

次に、2ページを御覧ください。

「第3章 想定するリスク」についてであります。本計画におきましては、想定するリスクといたしまして、大規模自然災害を設定するとともに、これまで青森圏域において発生した災害による被害や地域特性等を踏まえて、34項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しております。

次に、「第4章 脆弱性評価と強靱化の推進方針」及び「第5章 リスクシナリオごとの対応方策」についてであります。

本計画におきましては、設定したリスクシナリオの回避に必要な事項等につきまして脆弱性評価を実施し、この脆弱性評価の結果を踏まえ、必要な取組をリスクシナリオごとの対応方策として整理しております。

なお、リスクシナリオごとの対応方策につきましては、3ページ以降に記載しております。

最後に、「第6章 計画の推進」についてであります。

本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、青森圏域5市町村の各部署のみならず、国・県・関係機関との連携や働きかけを図りながら、効果的な施策の推進につなげることであります。

以上が、青森圏域5市町村国土強靱化地域計画の改定（案）の概要についてでありますけれども、計画（案）及び附属資料（案）の本文は、別添のとおりとなっております。

説明については、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「市営住宅における家賃債務保証制度の導入について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 市営住宅における家賃債務保証制度の導入について、御報告申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 導入の趣旨」につきましては、本市の市営住宅に入居する場合には、現在、自然人の連帯保証人を選任していただく必要がありますが、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加するなどの社会情勢の変化により、連帯保証人を確保することが難しくなっており、このことを要因として入居を断念している方が少なからずおりますことから、このような方が円滑に入居できるようにすること、また、市におきましても市営住宅使用料等の適正な徴収に資することができますことから、青森市長が指定する業者が有償で保証を行う家賃債務保証制度の利用を可能にするものであります。

次に、「2 保証内容」についてでありますけれども、「(1) 保証料」は、4万円定額で更新なしの一括払い、「(2) 保証期間」は、家賃債務保証業者との契約日から退去するまでの家賃及び原状回復費等、「(3) 保証範囲」は、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の月額使用料の8か月分まで、原状回復費、残置物撤去・処分費については合算して15万円まで、「(4) 保証業者」につきましては、市ホームページで(1)から(3)までの条件を提示した上、募集したところ、申込みのあった者について、現在、内容を審査しているところであります。

なお、「(5) 周知方法」につきましては、家賃債務保証業者が決まり次第、市ホームページや市営住宅補充入居者募集のしおり等により行うこととしております。

最後に、「3 対象及び開始時期」につきましては、令和7年4月1日以降に新たに市営住宅に入居する方及び既に入居している方で、令和7年4月1日以降に連帯保証人を変更する方としております。

御報告は以上となります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 保証業者についてですけれども、現在申込みのあった者は1者ですか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 1者です。

[赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ]

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度の除排雪等の状況について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 令和6年度の除排雪状況について、御報告を申し上げます。

初めに、今冬の降積雪状況について御報告いたします。

資料1を御覧ください。

資料上段の折れ線グラフですが、青森地区における今年度を含む5か年の午前9時時点の積雪深を年度ごとに色別に表記しており、黒の太線が平年値を示しております。赤の太線が令和6年度を示しており、令和7年1月5日には、午前9時時点としましては、今冬最大となる138センチメートルを記録したところであり、同日は今冬最大となる139センチメートルを記録しております。2月6日時点では99センチメートルですが、本日2月12日、午前8時時点では121センチメートルとなっております。

次に、下段の折れ線グラフであります。こちらは累計降雪量になりまして、赤の太線は令和6年度を示しており、お手元の資料の2月6日時点では499センチメートルですが、2月12日、午前8時時点では、542センチメートルとなっております。

次に、資料2ページ目を御覧ください。

こちらは、浪岡地区の状況になります。資料上段の積雪深につきましては、1月5日には、今冬最大となる158センチメートルを記録したところですが、2月6日時点で122センチメートルですが、2月12日では134センチメートルとなっております。

また、下段の累計降雪量につきましては、お手元の資料の2月6日時点で542センチメートルですが、2月12日では、578センチメートルとなっております。

続きまして、雪に関する要望・相談件数について御報告いたします。

資料3を御覧ください。

2月5日までの受付件数総数は、1万6418件となっており、前年同日比で764.3%となっております。なお、2月11日までの受付件数は1万6589件となっております。

以上が、今年度の現在までの状況についての御報告となります。

引き続き、降積雪期間におけます道路交通の確保と都市機能の維持及び市民生活の安定確保のために、全力で雪対策に取り組みますとともに、今冬の気象状況や除排雪の作業状況を検証し、委員の皆様へお示しし、また、次年度には今後の雪対策について検討する会議体を設置する予定としております。

御報告は以上となります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。里村副委員長。

**○里村誠悦副委員長** まだ市民の皆さんから苦情はきているんですか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 直近の苦情ということですか。

〔里村誠悦副委員長「はい」と呼ぶ〕

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課の成田です。

最近、また雪が降り始めましたので、まだ除雪要望等が来ている状況にあります。  
以上です。

○渡部伸広委員長 里村副委員長。

○里村誠悦副委員長 それは確実に行っていただけますか。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課の成田です。

パトロールにおいて、除排雪が必要なところについては指令を出しておりますので、適切に対応してまいります。

○渡部伸広委員長 里村副委員長。

○里村誠悦副委員長 市民の皆さんが、がっかりというか——急に降ったから。皆さんも大変だったと思うんですけども、やはり市民の皆さんが安心するように、とにかく緊急に、すぐに駆けつけていただくようお願いいたします。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今、雪捨場はすごいですよね。ずっと高く、どこまで積んでいくのか。このままでは浪岡も危険だと思うところもあるんですけども、雪捨場は確保できているんですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 現時点で雪捨場が満杯になっているという状況は、まだありません。

ただ仮に、そういう状況になったとしても、まだ空いているところがあります。

一例を申し上げますと、まだ余裕があるんですけども、青森中央インターの近くに大野の雪捨場があり、仮にそこが満杯になると、隣の荒川の雪捨場に切り替えるという形で、臨機応変に対応できる体制は整えております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 浪岡はどうですか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えします。

○渡部伸広委員長 都市整備課長。

○阿保正俊都市整備課長 浪岡都市整備課の阿保と申します。

浪岡の雪捨場の状況ですけども、1つは満杯になっていまして、別な雪捨場に切り替えました。

全て、大体8割から9割ぐらいの量な状態です。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 上にブルがいたから、危険だなと思うけれども。大丈夫なんだ

ろうかと思ったりしたので。

分かりました。

**○渡部伸広委員長** 今のお話は、2つ雪捨場があって、1つは満杯で、1つは7割から8割埋まっているということですよ。

都市整備課長。

**○阿保正俊都市整備課長** 浪岡の雪捨場は、全部で8か所あります。そのうち1か所が満杯になりましたので、7か所で回しているような状態で、今、その7か所の雪捨場が8割ぐらの状態です。

〔「全体で8割ですか」と呼ぶ者あり〕

**○阿保正俊都市整備課長** はい。全体が8割です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** 市の指令発出について2点と、公園の除排雪についてお尋ねいたします。

まず、市の指令発出の1番目として、以前、先に幹線・補助幹線を優先的に排雪すべきで、その後、工区に入ってほしいという要望をさせていただいたんですけども、今回、直近の指令発出について、幹線・補助幹線がまだだけれども、先に工区に入ってくださいという発出をしたそうなんですけれども、その理由を教えてください。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 担当課からお答えします。

**○渡部伸広委員長** 道路維持課雪対策室長。

**○成田清道路維持課雪対策室長** 道路維持課の成田です。

今現在、幹線・補助幹線等が絡んでいない工区——県道であったり、国道に面している工区については、市の幹線・補助幹線関係なく除排雪作業が行えるものと思っておりますので、その部分について指令を出しております。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 桜川の幹線・補助幹線がまだなんだけれども、その近隣の工区を担当する業者から、非常にやりづらい状況だという相談を受けたので、今、質問させていただきました。

次に、赤坂一丁目、二丁目についてお尋ねいたします。

今回、直近の指令で千刈などに6巡目、7巡目の除排雪が入っているんですけども、今回の除排雪で全然雪がないのに、協力業者にダンプなどを呼んだので、積む雪が全然ないんだけど、とりあえず来てもらって、本当に申し訳ないという思いをした業者が結構いた中で、赤坂一丁目、二丁目雪の多い地域の新城、横内、荒川、幸畑——その戸山の中でも非常に雪の多い赤坂一丁目、二丁目なんだけれども、まだ3巡目しか入っていなかった。それで、ようやく2月11日に4巡目が入りました。その下の戸山団地2工区は、戸山でも高低差があるので、そんなに入らな

くてもいいと近隣の住民も言っている中で、5巡目が新城の上より先に入った。なぜこんなに赤坂一丁目、二丁目に4巡目が入るのが遅かったのか。

パトロールでは、どのように見て、まだだと判断したのか教えてほしいです。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えいたします。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課の成田です。

今のお話があったところについては、パトロールで毎日午前中に回っております。

必要に応じて指令を出しております、今の赤坂一丁目というのは1工区に当たるのかもしれないんですけども……（中村美津緒委員「2工区でした」と呼ぶ）2工区につきましても、パトロールで必要なときには指令を出していると認識しております。

以上です。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 ということは、パトロールで巡回して、戸山団地2工区には指令を発出しているけれども、業者が入るのが遅かったという認識でいいんでしょうか。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課の成田です。

指令は発出しておりますけれども、業者が遅かったところを——年末年始に限って言わせていただくと、こちらは部隊が集中して、ほかの工区に入っていくたり、順番はあったと思っております。

以上です。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 非常に残念な報告でした。分かりました。

次に、幸畑の公園についてお尋ねいたします。

幸畑の西公園と中央公園の雪寄せ場についてなんですけれども、幸畑西公園と幸畑中央公園がありまして、地域住民の方が幸畑中央公園には雪を捨てることができるらしいんですけども、幸畑西公園には、なぜか市が雪を捨てられないようにロープを張っていると。地域住民が、せっかく公園だから、冬の間には雪を捨ててもいいのにと思っているらしいんですけども、幸畑西公園になぜ雪を——歩道を確保するための除雪だとか、市民の雪寄せができないのか、その理由を教えてください。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えします。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○成田清道路維持課雪対策室長 道路維持課の成田です。

そこら辺の状況は、今のところ確認できておりません。

申し訳ありません。

〔中村美津緒委員「以上です。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** 先ほど、報告の最後のところで、検討する会議体を設置するということでしたけれども、具体的に構成などをどうするのか、あるいはその結論などを出す時期はどう考えているのか。

また、一部報道で契約の見直しなども含めて検討するというのも市長は言っていましたけれども、そういうものも含めたものになるのかお示してください。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** まず、会議体では何を検討するのかというところですが、現時点では今冬の気象、気象状況、あるいは除排雪体制、これらを振り返って、検証・課題の抽出などを想定しております。

会議体の――赤平委員、メンバーですか。(赤平勇人委員「メンバー」と呼ぶ) まず、基本、地域に直結する全市的なものでありますので、当然、地域の町会・町内会の代表の方、あるいは除排雪作業に携わっている事業者の代表の方、また、有識者ということも検討しております、例えばですけれども、気象に詳しい方などを今、想定しております。

スケジュールですけれども、そのための予算環境については、まだ確定しておりませんので、具体的なことを申し上げることはできませんけれども、できれば次年度の除排雪事業実施計画には、一定程度反映できるようにということで想定しております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 契約の見直しなどは行うんですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 現時点で今冬を振り返りますと、集中して降ったケース、あるいは極端な少雪というところもありますので、そういうところも踏まえて、契約については、果たして今のままでいいのか検討されると考えております。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありますか。中村委員。

○**中村美津緒委員** すぐ終わります。すみません。

市長が豪雪白書というものを発言したんですけれども、どういうものなのか教えてもらえませんか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 総務部の所管になるんですけれども、概要といたしましては、今冬、年末から年始にかけての記録的な豪雪により、本市におきましても、豪雪災害対策本部などを設置し、全庁的に取り組んでいるところであります。

また、令和7年1月4日には本県初になります災害救助法の適用というのもありまして、市民の生命・身体を保護するための屋根雪下ろしを緊急的に実施したこと

もあります。このことを踏まえて、豪雪白書については、次年度以降の雪対策をこれまで以上に効果的・効率的に実施していくために、今冬の記録的な豪雪に対する市の対応等について、改めて検証を行うとともに課題を抽出し、今後の具体的な対策につなげるという趣旨であります。

以上であります。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** 名前の割には薄いなと思ひまして。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

**○長谷川章悦委員** 指定管理の施設で、例えば、浪岡でいえば公民館とか体育館とか、青森はセンターですか。

その除雪については、都市整備部の関係でいいですか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 都市整備部では、道路の除排雪に関連する……（長谷川章悦委員「道路だけですか。そういう施設は関係ないんですね」と呼ぶ）それは、それぞれの所管するセクションにおきまして行っています。

〔長谷川章委員「分かりました」と呼ぶ〕

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市市税条例等の一部改正に伴う青森市道路占用料徴収条例の一部改正について」及び「青森市市税条例等の一部改正に伴う青森市下水道条例等の一部改正について」の計2件については、関連がありますので、一括して報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定のうち、都市整備部が所管します青森市道路占用料徴収条例の改正につきまして、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」につきましては、市税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものであります。

「2 背景及び経緯」につきましては、本市では、納期限までに完納しない者に対し督促状を発した場合、条例の定めにより督促手数料70円を徴収しております。当該手数料につきましては、納期限が過ぎてから当初納付書を使用して納付する場合、指定金融機関等の窓口職員が当該手数料の有無を確認し、手数料の金額を加筆して収納しておりますが、税公金収納のデジタル化等に伴い、指定金融機関では、令和7年3月をもって当該手数料の判断、すなわち窓口での金額の加筆を全ての当初納付書で廃止する予定としておりますことから、このような税公金収納の環境変

化に対応し、事務の効率化等を図るため、督促手数料を廃止しようとするものであります。

続いて、「3 改正内容」につきましては、「その他関係条例」にあります、青森市道路占用料徴収条例における督促手数料に関する規定を削除するものであります。

「4 施行期日」につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

なお、本条例の制定につきましては、青森市市税条例等を所管する税務部におきましても総務企画常任委員協議会で御報告することとしており、参考といたしまして、税務部が所管する市税条例等に係る督促手数料の廃止についての資料を添付しておりますので、後ほど御覧くださるようお願いいたします。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** 次に、水道部長。

**○三浦大延水道部長** 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定のうち、水道部が所管する青森市下水道条例等の改正について、先ほど都市整備部からの報告と同じ資料を活用して御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」、「2 背景及び経緯」、「4 施行期日」につきましては、先ほど、都市整備部理事から御説明申し上げた内容と同じとなります。

次に、「3 改正内容」についてであります。このたびの督促手数料の廃止に伴い改正が必要となる水道部所管の条例は、その他関係条例に記載されておりますが、青森市下水道条例、青森都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び青森市公共下水道事業分担金条例の3条例となります。

現在、これら3条例につきましては、いずれも督促手数料を徴収しない旨を規定しておりますが、このたびの市税等に係る督促手数料の一律廃止に伴い、督促手数料を徴収しない旨の規定についても不要となりますことから、その規定を削除するものであります。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度夏ダイヤの改正概要について」報告を求めます。交通部長。

**○佐々木淳交通部長** 令和7年度夏ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

資料を御覧ください。

交通部では、安心して信頼のあるサービスの提供に向け、夏ダイヤ・冬ダイヤの2シーズン制ダイヤを導入しており、令和7年度も引き続き2シーズン制ダイヤを実施することとしております。

「1 改正時期」につきましては、令和7年4月1日、「2 運行規模」につきましては、1日当たりの運行便数を、平日は改正前の本年夏ダイヤから11便減の860便、土曜、日曜、祝日は20便減の727便として、ダイヤの改正を行います。

今回の夏ダイヤの改正に当たりましては、依然として全国的な乗務員不足が発生している中で、交通部においても新たな乗務員の確保が難しい状況にあること、また、運行委託事業者においても乗務員不足が発生し、委託ダイヤ数が減少したこと、これらの影響により、これまでと同等の運行規模を維持することが難しい状況となりましたことから、令和7年度の夏ダイヤにつきましては、利用者の利便性をできるだけ確保するため、比較的運行便数の多い路線を中心に運行間隔を調整しつつ、夏期の利用状況を踏まえて運行便を整理したものであります。

参考といたしまして、令和6年度冬ダイヤと令和7年度夏ダイヤの比較では、路線数の増減はありませんが、運行便数では平日が13便の減となり、土曜、日曜、祝日では、20便の減となっております。

「3 主な改正の内容」につきましては、①として、平日、土曜、日曜、祝日ともに市民病院線の一部、往復18便を総合体育館・シーナシーナ青森経由のスケート場まで延伸します。これに伴い、総合体育館を経由する浜田地区の運行便が改正前の本年と比較し、平日、土曜、日曜、祝日ともに10便増加することとなります。

なお、改正前の本年に総合体育館を経由していた浪館中央循環線は利用者の要望等もあり、令和5年度までの総合体育館を経由しない運行ルートに変更します。

②として、「2 運行規模」でも説明いたしましたが、夏期の利用状況、運行間隔を踏まえて運行便を調整いたします。調整する運行便は、資料記載のとおり平日は合計11便減、土曜、日曜、祝日は、合計20便減となります。

③として、一般乗合旅客自動車運送事業に係る管理の受委託、いわゆる運行委託については、委託ダイヤ数は、平日、土曜、日曜、祝日ともに2ダイヤ減少しますが、運行委託は継続いたします。

最後に、御利用の皆様への周知につきましては、広報あおもり3月号、市営バスホームページを通じて行うほか、バスロケーションシステムのバナー画面やデジタルサイネージなど、様々な媒体を活用して行います。

以上が令和7年度夏ダイヤ改正の概要であります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 2点です。

まず、改正時期が4月1日ということですが、公表の時期を教えてください、現在、ポケット時刻表は出してもらっているという形ですけれども、どれぐらいの部数を発行してもらっているのか教えてください。

**○渡部伸広委員長** 交通部長。

**○佐々木淳交通部長** 4月からの新しい時刻表の公表につきましては、まずホーム

ページ等々では3月18日の火曜日から配布またはホームページでの掲載を予定しており、ポケット時刻表につきましては、3000部を予定しており、こちらの配布は3月25日を予定しております。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 旧青森国際ホテル跡地地区第一種市街地再開発事業の現状について御報告させていただきます。

資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

○**渡部伸広委員長** はい。

〔議会事務局が資料を配付〕

○**中井諒介都市整備部長** 旧青森国際ホテル跡地地区市街地再開発準備組合から、市街地再開発事業の現状について報告がありましたので、御説明申し上げます。

ただいまお手元に配付いたしました資料を御覧ください。

初めに、現状についてであります。昨年の都市計画決定時に見込んでいました事業費について、準備組合において事業認可に向け精査していたところ、資材高騰や地権者との協議等により事業計画内容を変更せざるを得ない状況となりましたことから、これまで本市と準備組合にて協議・検討を重ねてきたところでありますが、事業計画内容の見直しに伴いスケジュールが延伸しており、令和6年度当初予算に計上していた補助金の一部が執行できない見込みとなっております。

今後におきましても、早期の事業認可に向け、引き続き協議・検討を続けてまいります。

次に、「当初計画時との主な変更点」についてであります。1の「スケジュール」につきましては、組合設立認可及び事業計画認可の時期について、令和6年度予定であったものを令和7年度予定に延伸、事業完了の時期につきましては、令和10年度予定でありましたが、現在、準備組合において調整中となっております。

2の「補助金予算」につきましては、このスケジュールの延伸に伴い、令和6年度当初予算に計上しておりました補助金5億7015万2000円を3月補正で7209万8000円に減額の上、繰越明許費を設定し、全額令和7年度にかけて執行する予定としており、執行内容につきましては、事業計画作成に係る準備組合への補助金となっております。

なお、令和6年度当初予算に計上し、今般減額する予定であります建築設計費や既存施設の解体費の一部等の組合への補助金は、組合設立認可及び事業計画認可後の令和8年度以降に改めて予算化することを予定しております。

また、令和7年度の執行予算につきましては、令和6年度からの繰越予算のみの

執行となり、令和7年度当初予算には計上しない予定となっております。参考までに、準備組合からの報告文書を添付しております。

冒頭でも御説明申し上げましたが、今後におきましても、早期の事業認可に向け、引き続き準備組合と協議・検討を続けてまいります。

御説明は以上となります。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

ほかにありませんか。水道部長。

**○三浦大延水道部長** 下水道管の緊急点検について報告したいと思っておりますけれども、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

**○渡部伸広委員長** はい。

〔議会事務局が資料を配付〕

**○三浦大延水道部長** 埼玉県八潮市の下水道管の破損に起因する道路陥没事故を受けての市の対応について御報告いたします。

まず、本市の下水道管の点検について、御説明いたします。

国におきましては、汚水等から硫化水素ガスが発生し、下水道管やマンホール等のコンクリート面を腐食させるため、平成27年に下水道法を改正し、下水道管での腐食のおそれ大きい箇所を5年に1回以上点検するなど、維持管理の徹底を図ったところであります。

本市におきましては、国が示す腐食のおそれ大きい箇所は149か所該当し、このうち、コンクリートの表面に劣化がみられる66か所については毎年点検、劣化が確認されなかった83か所は5年に1回の点検を実施しておりまして、これまで、国が示すガイドラインに基づく点検を行い、適宜必要な対策を講じてきたところであります。

次に、八潮市の道路陥没事故についてであります。令和7年1月28日に発生した当該事故におきましては、トラック1台が巻き込まれ、陥没箇所での運転手の捜索は断念したものの、下水道管からの捜索活動が検討されておりますほか、約120万人に下水道の使用自粛を呼びかけるなど、広い範囲に大きな影響を及ぼしているところであります。

今回の事故の主な要因といたしましては、地下約10メートルに埋設されている直径4.75メートルの下水道管が、硫化水素ガスにより腐食することが原因と現時点で考えられておりますが、詳細については、今後、明らかになるものと考えております。

次に、当該事故を受けての国の対応についてであります。1月29日に国土交通省が複数の市町村で1つの処理場で処理する流域下水道管理者に対しまして、事務連絡を発出してしております。内容といたしましては、1日の晴天時最大処理量が30万立

方メートル以上の大規模な処理場に接続する管径 2000 ミリメートル以上の施設における、腐食等による道路陥没の緊急点検及び2月7日までの点検結果の提出を要請しており、本市は対象外となっております。

最後に、今回の事故を受けての本市の対応について御説明いたします。

本市では、国の緊急点検の対象外であるものの、当該道路陥没箇所は処理場に近く、かつ口径の大きな管路で発生したことに鑑み、青森・浪岡地区における処理場やポンプ場等に直結する主要な大きな管路から8か所を選定し、マンホール内におきまして硫化水素ガス発生の有無、コンクリート面の腐食状況を確認するための市独自の緊急点検を2月10日までに実施したところであります。お配りしている資料の赤丸の部分が今回、緊急点検を実施した箇所となります。

結果といたしまして、今回、緊急点検した箇所では硫化水素ガスの発生は確認されず、また、コンクリート面の腐食等も確認されておりましたが、今後におきましても定期的な点検等を確実に進め、適切な維持管理に努めるとともに、八潮市の事故の詳細な原因が明らかになった時点で、追加の対応についても検討してまいります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )